

凡例: □:資料提出日、▽:説明日、■:資料提出済、▼:説明済、◇:コメント回答期間(日程確定後□をつける)

Table with columns: No., 分類, 主な説明項目, 資料番号, 項目, 再, M, 濃, 提出日, 7月, 8月, 9月, 10月. Contains rows 90-125. Includes callouts for '10/4のヒアリング結果を踏まえ、提出時期及びヒアリング日調整中' and '提出時期調整中'.

Table with columns: No., 分類, 主な説明項目, 資料番号, 項目, 再, M, 濃, 提出日, 7月, 8月, 9月, 10月. Contains rows 1-67. Includes callouts for '提出時期調整中' and '第2Gr以降の条文については、共通09、別紙の代表となる「*」の条文を説明。詳細は別紙参照。その他の条文については必要に応じてヒアリングを設定。'.

設工認に係る資料提出およびヒアリングスケジュール(グループ②)

凡例: □:資料提出日、▽:説明日、■:資料提出済、▼:説明済、◀:コメント回答期間(日程確定後□▽を付ける)

Table with columns: No., 分類, 主な説明項目, 分類(耐震), 資料番号, 項目, 最終提出日, and months from July to October. It contains detailed project milestones and schedules for various construction items.

地震00の別紙4のスケジュール
19日提出、28日ヒアリングの案件
別紙-4-9:機器の耐震支持方針
別紙-4-10:配管系の耐震支持方針
別紙-4-11:電気計測制御装置等の耐震支持方針
別紙-4-12:波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針
別紙-4-13:機器の耐震性に関する計算書作成の基本方針
別紙-4-14:一関東評価用地震動(鉛直)に関する影響評価方針

基本設計方針のDB/SAの記載方針決定後、提出
(別紙1.2) □ (別紙3.4.5) □ (別紙1.2) □ (別紙4) ▼

別紙3に合わせて提出するため、提出時期調整中

提出時期調整中

設工認に係る資料提出およびヒアリングスケジュール(グループ③)

□:資料提出日、▽:説明日、■:資料提出済、▼:説明済、◁→◇:コメント回答期間(日程確定後□▽をつける)

No.	分類	主な説明項目	資料番号	項目	再	M	濃	最終提出日	9月																															10月																															11月			
									1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	11/1~	11/8~	11/15~	11/22~	
									【8/31申請2件】 ○第5回申請 ○廃品シリンダに係る2項申請																															★(審査会合)																																		
1	本文			・基本設計方針					申請概要説明資料																																																																	
2				・共通項目																																																																						
3				・個別項目																																																																						
4		◎	濃縮個別49	【補足説明資料】基本設計方針に係る補足説明資料				10/8																																																																		
5				・工事の方法																																																																						
6		◎	濃縮個別50	【補足説明資料】工事の方法に係る補足説明資料				10/1																																																																		
7				・標準規格及び基準																																																																						
8		◎	濃縮個別51	【補足説明資料】標準規格及び基準に係る補足説明資料				10/1																																																																		
9				・分割申請範囲																																																																						
10		◎	濃縮個別30	【補足説明資料】設工認申請全体の関係性、網羅性に係る補足説明資料				10/8																																																																		
11				・濃縮施設、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、その他の加工施設																																																																						
12		◎	濃縮個別52	【補足説明資料】仕様表に係る補足説明資料				10/1																																																																		
13				・設計及び工事に係る品質マネジメントシステム																																																																						
14		◎	濃縮個別53	【補足説明資料】設計及び工事に係る品質マネジメントシステムの補足説明資料				10/1																																																																		
15	添付書類			・加工施設の事業変更許可申請書との整合性に関する説明書																																																																						
16				・設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書																																																																						
17				・加工施設の技術基準への適合性に関する説明書																																																																						
18		◎	濃縮個別31	【補足説明資料】核燃料物質の臨界防止に係る補足説明資料				9/9																																																																		
19		◎	濃縮個別32	【補足説明資料】放射線による被ばくの防止に係る補足説明資料				9/9																																																																		
20		◎	濃縮個別33	【補足説明資料】加工施設の耐震性に係る補足説明資料				9/9																																																																		
21		◎	濃縮個別34	【補足説明資料】強度に係る補足説明資料				9/9																																																																		
22		◎	濃縮個別35	【補足説明資料】加工施設の自然現象等による損傷の防止に係る補足説明資料				9/17																																																																		
23		◎	濃縮個別35-1	【補足説明資料】竜巻防護扉又は竜巻防護板による設計飛来物の進入防止に係る補足説明資料																																																																						
24		◎	濃縮個別35-2	【補足説明資料】竜巻事象に関するその他の考慮に係る補足説明資料																																																																						
25		◎	濃縮個別36	【補足説明資料】加工施設の閉じ込めの機能に係る補足説明資料				10/8																																																																		
26		◎	濃縮個別37	【補足説明資料】加工施設の火災防護に係る補足説明資料				10/8																																																																		
27		◎	濃縮個別38	【補足説明資料】加工施設内における溢水による損傷の防止に係る補足説明資料				9/17																																																																		
28		◎	濃縮個別39	【補足説明資料】放射線管理施設に係る補足説明資料				10/8																																																																		
29		◎	濃縮個別40	【補足説明資料】安全機能を有する施設が使用される条件の下における健全性に係る補足説明資料				9/24																																																																		
30		◎	濃縮個別41	【補足説明資料】加工施設への人の不法な侵入等の防止に係る補足説明資料																																																																						
31		◎	濃縮個別42	【補足説明資料】加工施設の内部飛散物による損傷防護に係る補足説明資料				9/24																																																																		
32		◎	濃縮個別43	【補足説明資料】通信連絡設備に係る補足説明資料				9/24																																																																		
33		◎	濃縮個別44	【補足説明資料】警報設備等に係る補足説明資料				9/24																																																																		
34		◎	濃縮個別45	【補足説明資料】核燃料物質の貯蔵施設に係る補足説明資料				9/24																																																																		
35		◎	濃縮個別46	【補足説明資料】放射性廃棄物の廃棄施設に係る補足説明資料				9/24																																																																		
36		◎	濃縮個別47	【補足説明資料】設工認対象機器の技術基準適合に係る整理表																																																																						
37		◎	濃縮個別48	【補足説明資料】技術基準規則各条文と関連書類との整理																																																																						
38		◎	濃縮個別54	【補足説明資料】廃品シリンダ等の取り扱いに係る補足説明資料				9/24																																																																		
39				・加工施設に関する図面																																																																						

(注)第5回申請に係る補足説明資料は新たに濃縮個別30から付番する(第4回申請に係る補足説明資料は濃縮個別01~28を付番)。

共通09別紙説明方針

- 共通09別紙について、以下のことを説明する。
 - ✓ 系統設備単位で仕様表対象となる機器、配管等の対象範囲として設計図書の色塗りにより抽出した結果
 - ✓ 各条00資料の別紙2で機能要求②とした事項のうち、当該系統設備が関係する基本設計方針と抽出した機器等を紐づけした結果
 - ✓ 共通09別紙の説明を行う初回のヒアリングにおいて、資料の構成、上述の作業の実施方法を説明する。
 - ✓ 特に、仕様表対象となる機器、配管等の対象範囲の色塗りにおいて対象外とした箇所について、その理由を説明する。
 - ✓ また、色塗り等の結果を説明する前提となる当該系統設備の概要を説明したうえで、上述の説明を行う。
- 説明対象は2頁以降に示した設備を代表として説明する。

共通09別紙・別紙1,2ヒアリングスケジュール（参考）

□：資料提出, △：ヒアリング

再処理施設		
代表設備	別紙1,2説明条文	10月
溶解施設 (溶解設備)	第4条：臨界 第10条：閉じ込め 第11条：火災等による損傷の防止 第38条：臨界拡大防止 第39条：蒸発乾固	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>■</p> <p>10/5</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>△</p> <p>10/11</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <p>共通09別紙、 第2Grの別紙1,2 の考え方を合 わせて説明。</p> </div> </div>
溶解施設 (代替可溶性中性子 吸収材供給系)	第38条：臨界拡大防止	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>■</p> <p>10/5</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>△</p> <p>10/11</p> </div> </div>
溶解施設 (重大事故時可溶性中性子 吸収材供給系)	第38条：臨界拡大防止	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>■</p> <p>10/5</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>△</p> <p>10/11</p> </div> </div>
放射性廃棄物の廃棄施設 (気体廃棄物の廃棄施設) (せん断処理・溶解廃ガス処理設備)	第10条：閉じ込め 第24条：廃棄施設 第38条：臨界拡大防止	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>■</p> <p>10/1</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>△</p> <p>10/14</p> </div> </div>
放射性廃棄物の廃棄施設 (気体廃棄物の廃棄施設) (廃ガス貯留設備)	第38条：臨界拡大防止	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>■</p> <p>10/1</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>△</p> <p>10/14</p> </div> </div>
安全冷却水系	第10条：閉じ込め 第19条：使用済燃料の貯蔵施設等	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>■</p> <p>10/5</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>△</p> <p>10/18</p> </div> </div>
代替安全冷却水系	第39条：蒸発乾固	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>■</p> <p>10/5</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>△</p> <p>10/18</p> </div> </div>

共通 09 別紙・別紙1,2ヒアリングスケジュール（参考）

□：資料提出，△：ヒアリング

再処理施設		
代表設備	別紙1,2説明条文	10月
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	第10条：閉じ込め 第19条：使用済燃料の貯蔵施設等 第42条：使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	■ 10/1 △ 10/21
計測制御系統施設 SA	第38条：臨界拡大防止 第47条：計装設備	□ 10/14 △ 10/21
放射性廃棄物の廃棄施設 （液体廃棄物の廃棄施設） SA	第10条：閉じ込め 第24条：廃棄施設 第39条：蒸発乾固 第40条：水素爆発	□ 10/14 △ 10/21
その他再処理設備の附属施設 （圧縮空気設備） SA	第40条：水素爆発	□ 10/14 △ 10/26
その他再処理設備の附属施設 （蒸気供給設備）	第10条：閉じ込め	□ 10/7 △ 10/26
その他再処理設備の附属施設 （電気設備） SA	第39条：蒸発乾固 第40条：水素爆発 第42条：使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 第46条：電源設備 第47条：計装設備 第48条：制御室 第49条：監視測定設備	□ 10/14 △ 10/26
その他再処理設備の附属施設 （火災防護設備）	第11条／第35条：火災等による損傷の防止	■ 10/1 △ 10/26

※代表設備以外は段階的に資料提出（10月7日、10月14日予定）

共通09別紙・別紙1,2ヒアリングスケジュール（参考）

□：資料提出，△：ヒアリング

MOX燃料加工施設			
代表設備	別紙1,2説明条文	9月	10月
(共通09 別紙2-1) 火災防護設備 ・窒素消火装置 ・二酸化炭素消火装置 ・グローブボックス消火装置	第11条：火災等による損傷の防止 第15条：材料及び構造 第29条：火災等による損傷の防止	■ 9/17	△ 10/14
(共通09 別紙2-4) 放射性廃棄物の廃棄施設 (気体廃棄物の廃棄設備) ・建屋排気設備 ・工程室排気設備 ・グローブボックス排気設備 ・窒素循環設備 ・外部放出抑制設備 [DB兼用範囲] ・代替グローブボックス排気設備 [DB兼用範囲]	第10条：閉じ込め 第15条：材料及び構造 第20条：廃棄施設 第23条：換気設備 第31条：材料及び構造 第33条：閉じ込め機能の喪失に対処する ための設備	■ 9/17	△ 10/14
(共通09 別紙2-3) 放射性廃棄物の廃棄施設 (液体廃棄物の廃棄設備) ・低レベル廃液処理設備	第20条：廃棄施設	■ 9/17	△ 10/18

MOXにおける設備選定の状況について

【共通09 抜粋】

2. 設工認申請対象設備の選定

(1) 設工認申請対象設備の選定の考え方

- b. 基本設計方針の要求種別が機能要求②に関係する設備は、仕様表対象設備となり、それらには**機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものと、系統として技術基準への適合や基本設計を達成するものがある**ことから、**系統として安全機能（設計要件）を達成するものに対して、設備構成情報等を示す設計図書に対する色塗りにより安全機能に関する対象範囲や対象機器を抽出**する。

設備	色塗り対象	説明方針	ご説明対象設備（代表設備）
加工施設本体 (生産工程) DB・SA	× ※機器単体で技術基準への適合性や基本設計を達成する設備	-	-
貯蔵施設 DB・SA			
気体廃棄物 SA	○	別紙2-4にて、対象機器等の抽出結果を提示。 なお、「代替グローブボックス排気設備」のうち、可搬型排風機等のSA専用系統については、設計中であるため、今後詳細化予定（※：別紙2-7）。	建屋排気設備，工程室排気設備，グローブボックス排気設備，窒素循環設備，外部放出抑制設備（DB兼用範囲），代替グローブボックス排気設備（DB兼用範囲）
放射線管理 SA	○	MOXにおいて、放射線管理設備は、DB設備及びSA設備は設計中であり、第3回申請以降の設備であることから、今後詳細化予定（※：別紙2-7）。	-
火災防護 DB	○	別紙2-1にて、対象機器等の抽出結果を提示。なお、再処理と共用する設備について、今後詳細化予定です（※：別紙2-7）。	窒素消火装置，二酸化炭素消火装置，グローブボックス消火装置
水供給 SA	○	現在設計中の設備であり、第3回申請以降の設備であることから、今後詳細化予定（※：別紙2-7）。	-

※今後詳細化予定の設備については、事業変更許可申請書等のエビデンスから設備リストに示す機器等を抽出。

第2Gr以降の申請対象で共通09に関係しない条文

- 第2Gr以降の申請対象で共通09に関係しない条文については、第1Gr申請対象の安全冷却水冷却塔、燃料加工建屋に係る基本設計方針として申請対象とすべき事項が含まれていないことを今回の申請に係るヒアリングとして説明する。
- 上記の別紙1, 2については、第2Gr以降の申請で申請対象となることから、第1Gr申請のヒアリングと並行して第2Grに向けた対応として説明を行う。
- 説明は代表となる条文を決めて説明する。